

青森県アップサイクルフォーラム規約

(名称)

第1 本フォーラムは、青森県アップサイクルフォーラム(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2 フォーラムは、アップサイクルビジネスに関する情報共有や会員によるネットワークの形成に取り組み、本県におけるアップサイクルビジネスの創出を促進することを目的とする。

(活動内容)

第3 フォーラムは、第2の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) アップサイクルビジネスに関する情報共有及び情報交換
- (2) アップサイクルビジネスに関するセミナー等の開催
- (3) アップサイクルビジネスに取り組む事業者間のネットワーク形成
- (4) その他アップサイクルビジネスの促進に必要な活動

(会員)

第4 フォーラムの会員は、第2の目的に賛同する次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 県内に本社又は事業所を有する事業者(法人又は個人事業者)及び団体等
 - イ 本県におけるアップサイクルビジネスの促進に協力する事業者(法人又は個人事業者)及び団体等
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。

(設置期間)

第5 フォーラムの設置期間は、令和8年3月31日までとし、必要に応じて延長することができる。

(事務局)

第6 フォーラムの事務を処理するため、青森県経済産業部地域企業支援課に事務局を置く。

(入会手続等)

第7 フォーラムへの入会は、必要情報(企業・団体名、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を事務局に提供して行う。

2 会員が第4の要件を満たさなくなったときは、会員の資格を喪失したものとする。

(その他)

第8 この規約に定める事項のほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年5月30日から施行する。

この規約は、令和6年4月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。